

春日井市ふるさと納税に係るお礼品登録基準

1 事業者の要件	<p>次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 春日井市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者であること。</p> <p>(2) 市税等の滞納がないこと（個人事業者の場合は、本人の個人市・県民税など市税等の滞納がないこと。）</p> <p>(3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p>
2 お礼品の種類	<p>(1) 種類</p> <p>ア 物品（例：飲食物、工芸品、雑貨、日用品等）</p> <p>イ サービス等（例：食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービス等）</p> <p>(2) お礼品として認められないもの</p> <p>ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）</p> <p>イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等。ただし、100,000円未満のものを除く。）</p> <p>ウ 価格が高額のもの</p> <p>エ 春日井市の地場産品として認められないもの（市外で生産されたもの、加工工程のうち主要な部分を市外で行われたもの等）</p>
3 お礼品の要件	<p>(1) 物品</p> <p>ア 市内で製造、採取、栽培、又は加工（加工工程の</p>

うち主要な部分を市内で行われたもの) をしている物品又は市をPRするためのオリジナル製品であること。

イ 常に安定供給できること。

ウ 全国各地（離島含む）に発送が可能であること。

エ 市からのお礼品送付依頼後速やかに寄附者にお礼品を発送できること。

オ 品質及び機能が寄附者の期待に十分応えることができるものであること。

カ 量目が表示内容と一致していること。

キ 飲食物の場合は、原則、寄附者に到着してから5日程度の賞味期限が保証されるものであること。

ク 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等その他法令に定める規定に違反していないこと。

ケ 射幸心をあおるもの、人に危害を加える恐れがあるもの、宗教的又は政治的な意図又は目的があるもの等社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものでないこと。

(2) サービス等

ア 宿泊・観光など、春日井市の魅力を発信、体感できるものであること。

イ 利用券やチケットなど、転売の可能性があるものについては、利用者が限定できるような対策等を講じていること。

ウ 旅館業法等その他関係法令に定める規定に違反

	<p>していないこと。</p> <p>エ 常に安定したサービス等が提供できること。</p>
4 登録件数	<p>(1) 通年扱いのもの 10品目まで</p> <p>(2) 季節限定（掲載期間が1月から6月までのもの）又は数量限定のもの 10品目まで</p> <p>(3) 定期便 5品目まで</p> <p>（備考）</p> <p>色又はサイズが異なる返礼品については、4色又は4サイズまでを1品目として取り扱う。</p>
5 定期便の取扱	<p>(1) 定期便の1コースの期間は、12月を上限とする。</p> <p>(2) 定期便の送付は、1月以上の間隔をおいて行うものとする。</p>
6 寄附金額区分	<p>お礼品代（梱包材料費・消費税を含む。以下同じ。）の額の10/3以上の金額とすること。ただし、お礼品代に送料を加算した額の10/4以上の金額とすること。</p>
7 謝礼金額	<p>お礼品代に送料を加算した額</p>